東京医療保健大学ヒトに関する研究倫理委員会規程

(目的)

第1条 この規程は「東京医療保健大学研究倫理基準」及び「東京医療保健大学 ヒトに関する研究倫理基準」に基づき、東京医療保健大学(大学院・専 攻科を含む)(以下、「東京医療保健大学」という。)の教員及び研究者 等が行う、ヒトを直接対象とする研究において、生命の尊重、個人の尊 厳の保持、社会的事項に関する倫理的配慮を図ることを目的とする。

(委員会)

第2条 この規程の目的を達成するため、「東京医療保健大学ヒトに関する研究 倫理委員会(以下「委員会」という。)」を置く。

(審査の申請)

- 第3条 ヒトを直接対象とする研究を行う場合には、所定の方法によりヒトに 関する研究倫理審査の申請を委員会委員長に提出するものとする。
 - 2 前項に定めるヒトに関する研究倫理審査の申請の承認後に、研究等課題名、研究責任者(または代表者)、共同研究者全員の所属及び研究等の概要に変更が生じた場合には、所定の方法によりヒトに関する研究倫理審査の変更申請を委員会委員長に提出するものとする。

(審査)

第4条 委員会は、教員、研究者等から申請されたヒトに関する研究の倫理に 関する事項について調査審議し、その研究の可否について判定する ものとする。

(委員会の組織)

- 第5条 委員会の委員は、大学経営会議において任命する専任教員及び学外 有識者若干名で組織する。
 - 2 委員会に委員長を置く。委員長は大学経営会議において任命する。
 - 3 委員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。
 - 4 委員長は、必要に応じて、委員会を招集する。
 - 5 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、議事の採決が可否同数 の時は、委員長の決するところによる。

(委員会の職務)

- 第6条 委員会は、この規程に定めるところにより、教員及び研究者等から 提出されたヒトに関する研究倫理審査申請を審査する。但し、委員は自 己の申請にかかる審査には関与することができない。
 - 2 委員会は、審査結果に基づき、「ヒトに関する研究倫理審査結果通知書」 により申請者に通知するものとする。
 - 3 委員会は、審査に当たって申請者の出席を求め、申請内容等の説明を 受けることができる。

(迅速審査)

- 第7条 次の各号に掲げる事項については、委員長は委員会を招集することなく、 委員に書面で意見を求めること等により迅速審査を行うことができる ものとする。
 - (1) 承認した申請の軽微な変更の審査。
 - (2) 既に委員会において承認されている申請に準じて類型化されている申請の審査。

- (3) 共同研究であって、既に主たる他の研究機関において倫理審査委員会の承認を受けた申請を共同研究機関として実施する場合の実施計画の確認と審査。
- (4) 被験者に対して最小限の危険(日常生活や日常的な医学検査で被る 身体的、心理的、社会的危害の可能性の限度を超えない危険であって、 社会的に許容される種類のものをいう。) を超える危険を含まない 臨床研究申請の審査。
- (5) 委員長が必要と認めたもの。

(卒業研究等に係る研究倫理審査)

- 第8条 学生が次の各号に該当する卒業研究に係る研究倫理審査申請を行う場合 には、ヒトに関する研究倫理審査の申請を、指導教員を通じて各学科長 等に提出することとする。
 - (1) 卒業研究の対象は本学教職員または本学学生とするものであること。
 - (2) 卒業研究の内容が、体内への薬物等の注入・接種等の医療行為を伴わない研究及び安全性が確保される研究であること。
 - (3) 卒業研究に関するデータについて収集段階から匿名性及び任意性が 確保されていること。
 - (4) 研究内容の発表は学内に限定し、学外での学会発表や投稿は行わない。
 - (5)前各号に定めるほか、各学科長が卒業研究に係る研究倫理審査に該当する卒業研究であると認めるもの。
 - 2 各学科長等は、前項により提出された申請について、学科等内で審査を 行い、その内容を可とする場合には、委員長の決裁を経た後、承認する こととする。
 - 3 卒業研究等であっても、本条第1項に定める各号のいずれかに該当しない事項がある場合は、指導教員を通じて所定の方法によるヒトに関する研究倫理審査を受審するものとする。

(点検・評価)

- 第9条 委員会は、ヒトを直接対象とする研究倫理審査の実施状況等について 毎年度点検・評価を行うこととし、その結果に基づき所要の改善措置を 講ずることとする。
 - 2 前項の点検・評価の結果等については「東京医療保健大学点検・評価 報告書」に明記して公表することとする。

(個人情報管理)

- 第10条 ヒトに関する研究倫理審査において承認を受けた者は、研究期間 及びデータ等の保存期間においては「個人情報保護に関する規程」 第4条に定める個人情報管理者に指定する。
 - 2 前項の個人情報管理者は「個人情報保護に関する規程」に基づき 個人情報の適正な保護に努めることとする。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に当たって必要となる 事項については、別に定めることとする。

(事務)

第12条 委員会に関する事務は、研究協力部で行う。

附則 この規程は、平成26年4月 1日から施行する。 附則 この規程は、平成27年7月15日から施行する。 附則 この規程は、平成30年4月 1日から施行する。 附則 この規程は、令和 4年9月 1日から施行する。 附則 この規程は、令和 6年7月10日から施行する。